

議案第20号

読谷村保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村保育の利用等に関する条例（平成27年読谷村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に、「及び地域子ども・子育て支援事業」を「並びに地域子ども・子育て支援事業及び乳児等通園支援事業」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の利用に係る利用者負担金の徴収）

第7条 児童福祉法第34条の15第1項の規定により実施する乳児等通園支援事業の利用者負担金の額は、対象乳幼児1人につき1時間あたり300円とする。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項の利用者負担金を減額することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月3日提出

読谷村長 伊 波 篤